

教育職員免許法第6条別表第4を根拠に取得する場合

中学校、高等学校の教員免許を所有している方が、所定の必要科目・単位を修得して同校種他教科の免許を取得する方法です。本学において他教科免許を取得する場合、下表(教育職員免許法第6条 別表第4)の最低修得単位数以上の単位を修得する必要があります。

〔教育職員免許法第6条 別表第4〕

受けようとする 他教科免許の種類	所要資格	有することを必要とする免許の種類	大学において修得することを必要とする最低単位数
			教科及び教職に関する科目
中学校教諭	1種免許状	中学校教諭1種・専修免許状	28
	2種免許状	中学校教諭1種・2種・専修免許状	13
高等学校教諭	1種免許状	高等学校教諭1種・専修免許状	24

〔教育職員免許法施行規則第15条〕

1. 免許法別表第4に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第4条又は第5条に定める修得方法の例にならうものとする。
2. 免許法別表第4に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位は、当該教科に関する教科の指導法の単位とする。

< 注意事項 >

(1) 単位を修得する際には、一般的包括的内容※を含めて修得してください。

※一般的包括的な内容を満たす科目は、大学ごとに設定が異なります。1つの法定科目の一般的包括的内容を他の大学で取得した単位と合わせて満たすことはできません。

「法定科目名」の(A)を満たすためには、本学での開講科目(B)の科目をそれぞれ一つの大学ですべて修得する必要があります。(※各教科の指導法は対象外)

例：声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む)

→声楽1をA大学、合唱をB大学で取得し、一般的包括的内容を他の大学の単位と合わせて満たすことはできません。

例：器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む)を取得する場合。

→ピアノ1と器楽合奏法(和楽器含む。)と伴奏法を一つの大学で取得し、一般的包括的内容を満たすことができます。

(2) 必ず、居住地都道府県の教育委員会(現職の方は勤務地の都道府県教育委員会)で必要な取得単位の指導を受けてください。

すでに大学・短期大学にて、取得希望教科の単位の一部を取得している場合も同様です。教育委員会にて、必要な取得単位の指導を受ける際は、一部取得した大学から「学力に関する証明書」を取り寄せたうえで、下記の科目表を参照しながら履修指導を受けてください。

(3) 教員免許状の授与申請は、個人申請となりますので、居住地都道府県の教育委員会(現職の方は勤務地の都道府県教育委員会)へ申請してください。(大学での一括申請は取扱いできません。)

美術：中学校、高等学校

◎…必須科目

教育職員免許法施行規則に定める科目 (A)	科目 コード	本学での開講科目 (B)	授業 形態	単位数			中 免	高 免	備 考
				通信	面接	計			
絵画(映像メディア表現を含む。)	1001	平面基礎	実習	4	2	6	◎	◎	6日30,000円
	0209	ビデオ映像制作論	講義	4		4	◎	◎	映像メディア表現を含む。
彫刻	1002	立体基礎	実習	4	2	6	◎	◎	6日30,000円
デザイン(映像メディア表現を含む。)	1102	ビジュアルデザイン基礎実習Ⅰ	実習	2	2	4	◎	◎	映像メディア表現を含む。6日30,000円
工芸	1681	工芸演習	演習		2	2	◎	*	6日30,000円
美術理論・美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及び アジアの美術を含む。)	0250	アートプランニング	講義	2	2	4	◎	◎	鑑賞を含む。3日20,000円
	0210	美術論	講義	4		4	◎	◎	
	0212	日本美術史	講義	4		4	◎	◎	日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む)	5009	美術科指導法Ⅰ	※ 講義	2	2	4	◎	◎	3日20,000円
	5010	美術科指導法Ⅱ(注1)	△ 講義	2		2	◎		
	5023	美術科指導法Ⅲ(注1)	△ 講義	2		2	◎	*	
計				30	12	42			
所要単位数				中学校：42単位 高等学校：36単位					

注1)「指導法Ⅲ」のみの履修は不可。但し、本学にて既に6単位取得済みの場合を除く。また、「指導法Ⅱ」と「指導法Ⅲ」のみの履修も不可。
※高免欄に「*」印の科目は、高校免許申請時には利用できません。